

痘瘡患者長崎縣三月四日ヨリ全十日ヲ至ル一週間六人  
熊本縣ハ全週間三人愛知縣ハ三月十一日ヨリ全十七日ヨ  
至ル一週間一人ナリ  
明治十六年三月三十日 内務省衛生局

叙任賞勳

○明治十五年十二月廿九日分  
叙勳五等勳光旭日章 愛媛縣令 從五位 關 新平  
○明治十六年二月廿八日分  
任陸軍砲兵中尉 陸軍砲兵中尉從七位 立石 忠典  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍砲兵中尉 陸軍砲兵少尉正八位 多田 保房  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍砲兵中尉 陸軍砲兵少尉正八位 西村 精一  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍砲兵中尉 陸軍砲兵少尉正八位 石井 健太  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍工兵大尉 陸軍工兵中尉從七位勳六等 櫻井 康五郎  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍工兵中尉 陸軍工兵少尉正八位 廣井 正一郎  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍工兵中尉 陸軍工兵少尉正八位 太田 正徳  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍工兵中尉 陸軍工兵少尉正八位 石山 三造  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍工兵中尉 陸軍工兵少尉正八位 岡田 謙吉  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍工兵中尉 陸軍工兵少尉正八位 草野 英吉  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍會計軍吏 陸軍會計軍吏副從七位 草野 英吉  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
任陸軍會計軍吏 陸軍會計軍吏副從七位 敬義  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
○明治十六年三月廿日分  
左大臣兼議定官陸軍大將二品大勳位 橘仁親王  
露西亞皇帝陛下ヨリ贈與シタル神聖アレキサンドル子ウ  
スキ勳章ヲ受領スルハ及ビ佩用スルハ允許候事  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
澳地利國皇帝陛下ヨリ贈與シタルシカンドラクロアドレナホ  
ール勳章以下全文  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
荷蘭國皇帝陛下ヨリ贈與シタルゴロートコロイスダノ  
ルデフアノダンチーアルランドセンレウ勳章以下全文  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
獨逸國皇帝陛下ヨリ贈與シタル赤鷲第一等勳章以下全文  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
白耳義國皇帝陛下ヨリ贈與シタルシカンドラクロアドレ  
トルドレナボールヨリテイル勳章以下全文  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
モンナチンゴロ國公殿下ヨリ贈與シタルシカンドラクロアドレ  
ドランツパンツノ勳章以下全文  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
西班牙國皇帝陛下ヨリ贈與シタルシカンドラクロアドレ  
トルドレナボールヨリテイル勳章以下全文  
全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全

時事新報

天下太平如何ヲ得ベキヤ 第三  
我輩ハ前論ニ於テ人壽ハ政治社會ノミニクテ之ヲ專有セス  
學問農工商ノ社會ニ至ルマデ之ヲ授與シテ厚薄ナカラザ  
メハ政治ノ良心ヲ殺スル政事家ノ増加治安ヲ害スルコト至  
ラザントノ主旨ヲ述ベタル人各長ズル所アルヘキハ  
自然ノ理ニシテ農商ノ事ニ長ズルモノアリ學問ニ長ズル  
モノアリ職ハ工藝技術ニ長ズルモノアリ此等ニ長ズルモ  
ノハ之ヲ行ヒ其業ニ長ズルモノハ其レヲ勉ムルモ亦自然  
ノ道ナリ然則政治ニ長ズルモノガ政壇ニ上リテ政事ヲ行  
ヒ又コレヲ論スルハ誠ニ當然ノ職業ト謂フベシ學者ハ學  
問ヲ以テ畢生ノ事業トスルガ如ク政事家ハ政治社會ヲ以  
テ生涯ヲ終ルノ天地ト覺悟セザル可カラス一時ノ血氣ニ  
靡テ政壇ノ門ヲ入ルハ我輩ノ業ニ長ズルモノハ一心不能  
政事家トシテ其業ヲ爲スルモノハ其業ニ長ズルモノニ任  
テ可キ

ナ、扱コノ政事家ナルモノハ所謂治世ノ能者ニシテ既ニ  
政治社會ニ入レバ其能ヲ著スル能地ナカレハカラス先遣  
ノ政事家ハコノ能地ヲ以テ後進ノ政事家ニ供シテ後進  
モ亦先遣ノ地位ニ達スルハ更ニ日新主義ノ後進ヲ  
容レ共ニ政治社會ノ事ヲ與ヘシテ老少互ニ相容レ新陳ノ  
元素不知不識ノ際ニ相混和スルハ老少代謝ノ機轉滑  
シテ政治ノ變革ヲ緩クスルコトヲ得ベシ若シモ然ラズシテ  
老ハ老ト事ヲ共ニシ、少ハ少ト黨ヲ同ウシ、互ニ調和ヲ失  
フハ兩者ノ間益相遠ク益相隔リテ遂ニ水火ノ勢ヲナス  
ニ至ラン是時ニ當リ老若ハ老ヲ以テ共ニ退キ少者ハ其處  
ニ乘テテ共ニ進ムコトヲアラハ政治社會ニ激變ヲ生シ國家ノ  
治安ヲ幼クシテ得ズ凡ソ政治ノ變革ニハ世代ノ變  
リ思想ノ變アリ世代ノ變ナルモノハ老少全ク其ハ人ナリ  
例ニシテ舊幕ノ老臣トシテ今日政府ノ執政トシテ如ク新舊時  
異ニスル者ノ間ニ起ルモノナリ又思想ノ變ナルモノハ同  
一ノ人ニシテ前後其思想ヲ異ニシ例ニシテ王政維新ノ際ニ  
浮浪ト稱セザル貧書生トシテ今日明治ノ功臣トシテ其人ハ同  
シケレトモ其思想ハ則チ既ニ變易シ其變ニ因テ政治上ノ  
新相ヲ生スルモノナリ故ニ思想ノ變ハ同一ノ人ニ起ルモノ  
ナレハ其變ヲ唯枝葉ニ止マルノミト雖モ世代ノ變ハ老  
少ハ人異ニスルヨリ生スルモノナレバ其變モ亦根本ヨ  
リ起ラザルヲ得ズ今日政治社會ニ於テ老少互ニ相容レ先遣  
後進共ニ事ヲ爲スルコトハ、蘇陳ノ元素不知不識ノ際ニ混和  
シテ政治社會ニ激變ヲ生セス根本ノ變モ枝葉ノ變モ順序  
ヲ逐テ之ヲ行ヒ急務ヲ重シ、事宜ヲ酌シ、痕跡ヲ留メ、進  
其功ヲ奏スベシト雖モ老若ハ老若ト事ヲ共ニシテ後進ヲ疾  
視シテ互ニ相近カザルハ其向逐ノ大差ヲ生シテ後日ニ  
至ツテハ誠ニ相近カントスルモ其目的ヲ達スル能ハザル  
コトアル可シ蓋シ先遣ガ先進ト事ヲ共ニシテ曾テ他ヲ交ヘ  
ザルハハ、仮令其事業ニ變化アルモ唯僅ニ其人ノ存スル  
思想ノ變ニ止マルノミトシテ既ニ世代ノ變ニスル後進ニ  
達フモ相互ニ近ク可ラザルノ故障ヲ見テ双方政治上ノ主  
義ハ殆ント方枘圓鑿トナルコト至ル可キヤ必セテ此種ニ當  
テ政治社會ガ一時ニ舊チ地テ其地位ヲ退クコトハ、一代  
ニ一点ノ老氣ヲ新氣ニ代ルコトヲ以テ俄然政治社會ニ侵  
入シ此レモ改革ニシテ其レモ變更スベシトテ政治社會ニ  
頓覆シ氣色ヲ變シテ積水一決之ヲ能ハシテ其ノ勢ヲ致  
ス可キ之ヲ一家ノ事ニシテハ骨肉ノ父子同屬ニシテ家  
ヲ治メ其子孫ノ長シテ事ヲ堪ルモ父ノ目ヲ以テ見レバ子  
ノ體弱ヲ恐テ之ニ任ズルナキハ人情ノ常トス況ヤ父  
子ノ間柄弱クモズシテ同屬トモモヤル者ハ於テチヤ百方  
歳モ家主護ルノ意ハ勿レ可シ然リト雖モ人固如何ハス可  
クザルモノハ死生老少ノ合ニシテ家父長トシテ一糸  
ハ一年ヨリ老若ノ體弱ヨリ促ガサレモ自カラ老チ告ルノ

日アル可シ此時ニ當テ其家政ノ態ヲ見ルハ家嚴ノ老衰  
強ノ時ニ能ク其子ト和シテ之ヲ家事ニ慣レシメテ其  
其物老ノ日ニ至ルマデ子ト疎外シテ容レザリテ者ト孰レ  
カ一家ノ爲ニ幸ナルヤ能ク舊物ヲ維持保存シテ家名ヲ堅  
サハル者ハ必ズ父ニ愛セラテ壯年ノ時ヨリ家政ノ習慣ヲ  
成ケタル嗣子ナル可シ之ニ以テ父ノ遺ヲ改ムルコトニ三  
待クズ相續ト共ニ家法ヲ順復シテ初世ト二世ト恰ニ別家  
ノ如ク急變ヲ呈シテ積水一決不幸ノ極度ハ家聲ヲ辱  
メテ近隣ノ嘲ヲ取ル者ハ必ズ平生父ノ親愛ヲ得ズシテ家  
ノ舊法ニ憤レザリシ子ナラン、一家ノ事實果シテ斯ノ如  
クナラバ一國ノ事實モ亦斯ノ如クナラザルヲ得ズ千八百  
四五十年ノ頃英國ニテハ「グービー」、「ラッセル」、「パ  
ーティストン」、諸公政治社會ノ高位ヲ占メテリシカ「パ  
ーティストン」公ハ後進ノ新氣ヲ疾視シテ之ヲ汲引シ  
テ共ニ事ヲ與ニスルコトヲ欲セズ却テ新氣ヲ入肘ヲ擧  
其企望ヲ妨グントセリ是ニ於テ後進ノ政事家ハ手ヲ携  
老政事家ノ舉動ヲ傍觀シ敢テ之ニ容喙セザルハ故ニ老  
益老ニ、少ハ益少ニ、一大深溝作リテ政事家ノ老少ヲ隔  
リテ互ニ相近クベカラザルニ至レリ其後「パーティスト  
ン」公以下ノ老政事家ガ俄然シテ死ニシテ「パーティスト  
ン」公ノ如ク新氣ヲ入肘ヲ擧グテ諸公ノ排列ニ政治社  
會ニ一点ノ老氣ヲ留メズシテ根本ノ急變ヲ生シテ今日  
今日我邦ノ執政トナリ政治ノ全權ヲ占ムモノハ維新  
ノ際ニ奔走シタル人士ハ、今チ知命前後ノ老政事家ナリ此  
等ノ老政事家ハ封建ノ治下ニ成長シテ其風習ニ染ラ  
レテ維新ノ變後内外ノ風潮ニ化セザレテ所謂思想ノ變  
生ワレテ今日ノ政治社會ニ臨ムモノナリ其レハ維新ノ  
政事家ニ維新ノ後ニ社會ニ出現シテ時々明ニ其言ヲ發  
其聯袂ニ往來充塞スルモノハ固明ニ新ノ新氣ニ染ラ  
シテ我邦ノ政治社會ハ將ニ世代ノ變ヲ生セザルコトニ  
當リ今日當局ノ老政事家ハ「グービー」、「ラッセル」  
「パーティストン」ノ諸公トシテ其地位ヲ固クシテ其  
フベシ是時ニ當リ我邦ノ政事家ハ「パーティストン」  
ノ爲テ學ビ後進ノ政事家ヲ容レシメテ其ニ政治社會ニ  
テ與ヘシザルコトヲ果シテ如何ハシテ其ニ政治社會  
ノ政事家ハ其能ヲ著スル能地ヲ得テ其業ヲ勤メテ後  
大徒ニ時肉ヲ生ズルヲ望ムコトヲ老政事家ノ所爲トシテ  
レ我レテ政壇ニシテ其能ヲ著スル能地ヲ得テ其業ヲ勤  
メテ小事ニ勤メテ原因トナシテ其能ヲ著スル能地ヲ得  
メテ今日ノ老政事家ハ其能ヲ著スル能地ヲ得テ其業ヲ  
勤メテ小事ニ勤メテ原因トナシテ其能ヲ著スル能地ヲ得  
メテ今日ノ老政事家ハ其能ヲ著スル能地ヲ得テ其業ヲ  
勤メテ小事ニ勤メテ原因トナシテ其能ヲ著スル能地ヲ得  
メテ今日ノ老政事家ハ其能ヲ著スル能地ヲ得テ其業ヲ  
勤メテ小事ニ勤メテ原因トナシテ其能ヲ著スル能地ヲ得

雜報

○長計ヲ談ルナキ 賦及其治安ヲ書スルナキ 賦  
 我輩後日ヲ想像シテ疑懼セザルヲ得ザルナリ買取日  
 大國之王、幼弱未壯、漢之成世傳相、方握其事、數年  
 之後、去無首冠、血氣方剛、漢之傳相以病而罷、皆是之  
 類、我輩安能免不、是レ買取ガ治安策中ノ一節  
 ○七國ノ王、當朝實幼弱、其傳相事ヲ握ル  
 ○七國ノ後、ハ世代ノ變テ生シテ漢ヨリ置ク所  
 ○七國ノ主官ナルベシ今日ノ世局ハ漢ノ  
 ○今日ノ新政府ニ至テハ固ヨリ漢ノ置ク所  
 ○今日ノ新政府ニ至テハ固ヨリ漢ノ置ク所  
 ○今日ノ新政府ニ至テハ固ヨリ漢ノ置ク所

○奉皇國書保存 維新以來各國より公使隨事の賣  
 して我 天皇(捧呈せし國書ハ目下五十餘通に及ひ  
 しを以て今般石書類永々保存の義を仰出されり  
 ○印書々校若々 勳賞欄内にある如く有栖川左大臣  
 兼議定官陸軍大將二品大勳位親王より去る廿日露西  
 亞國、埃地利國、荷蘭國、獨逸國、白耳義國、西班牙國、  
 并ふモンテネグロ國の帝王若くハ大統領等より贈與  
 ありし勳章を受領し及佩用することを允許され給へ  
 り是等とを其真正の印書々校若々とも申すべけれ  
 ○洋行日記 豫て有栖川宮々 聖上へ奏上せられし  
 歐洲各國洋行日記は政治上要用の廢るを以て今般  
 印刷付し各大臣參議へも一部宛下付せらるる旨傳  
 大寺官内卿を以て仰渡されり  
 ○蜂須賀公使 佛國駐劄蜂須賀公使は念本日午前  
 六時二十分新橋發抵氣車にて横濱へ至り夫より同港  
 出帆の佛國郵船マンザン號へ乗組され同國へ向け解  
 纜せらるるよし右よ付き過日同君が留別會お招待せ  
 らるる旨傳し貴紳の方々及び在東京舊藩十等の舊藩藩  
 場まで見立として出張せらるるよし  
 ○内閣會議 今般の高田自由黨員捕縛云々の件よ付  
 ての内閣に於ても過日中より屢々總會議をも開かれ  
 しが尙一昨日ハ退出後より三條相國の邸へ乘參議  
 集會せられ右よ付高等法院附設等の儀に就て種々協  
 議を遂げられしやお洩れ聞ゆ  
 ○高等法院 同院にては百事秘密おせられ備案生の  
 如くも多の委任以上の官吏と同居の者を採用せらる  
 る程にて書面書類等も時々火中お投せる事ありと又  
 審問は多く夜中あるを以て同院係の官吏は午前九時  
 出勤して午後十一時比からでは退散せられざる由  
 ○代理解任 大山陸軍參謀本部長不在中參謀本  
 部長の事務と同部長會我中將が代理せられしが大  
 山君歸京よ付一昨日ハ解任の旨夫々へ通せられたり  
 ○檢事長代理 東京控訴裁判所檢事長岡本豊君が  
 越後へ出張せられまに付同君不在中は大審院檢事長  
 渡邊顯君が代理を兼らるるよし  
 ○越後變報 頸城自由黨員の國事犯隠匿罪をせしよ  
 り捕縛されし人名は笠原立太、横山環、小島周次、森  
 山信一、加藤真直、風間安太郎、宮澤喜文治、小林龍  
 八、本原繁社、今村政和、岡崎直中、上田長中、赤井景  
 韶、土肥善四郎、桶口亨太、長谷川三郎、古河真市、堀  
 川信一郎、鈴木昌司、江村正英の二十名ハ高田新瀨の  
 兩警察署にて捕縛され井上平三郎は石川縣金澤にて  
 捕縛されり又右の内常置委員は拘留よ付委員會議  
 長川上金十郎氏より去る廿三日永山縣令へ宛て右に

○請書を指出されり  
 一今般常置委員鈴木昌司堀川信一郎國事犯事件  
 付拘留相成爲メ下附ノ請書調査上妨碍ヲ來シ不  
 都合不少候間右兩名明二十四日ヨリ本會へ出席候  
 様御所置相成度此段及請書候也  
 然るも縣令には即日指外を以て一書面府縣會規則  
 抵觸候付却下候事と指令せられ又同廿三日在監  
 の鈴木昌司氏よりは速う御糾問相成り度旨又堀  
 川江村兩氏よりは警察官が拘留状を發するは甚不  
 當なり治罪法お於て正しく令状を發するを得ざるの  
 明文われバ此の義違ひに御取調へお相成りたしと新  
 瀨裁判所檢事正木昇之助氏へ願出しお正木檢事に  
 該件ハ高田支廳檢事より發したる令状お係りざる  
 義なれば當官に於ては更らる關係せず又堀川の不服  
 の如き十四年九月第四十六號公布お據りて司法書  
 察官お令状を發するは權を有したれを不服の廢不相  
 立旨内附ありしとお若説あり  
 ○陸軍會報 陸軍檢閱規則改正案は此程編製の上  
 陸軍卿に覽閱お相濟みしお付近日太政大臣へ上申の  
 等ありといふ○陸軍々醫本部お於てハ諸隊兵士衛生  
 上の義お付昨今臨時會議を開かれし由  
 ○兼兵實金 一昨日憲兵本部お於て八命救助、出火  
 撲消、強盜捕縛等の件よ付有功の人々數十名へ金  
 二圓五十錢より同二十五錢迄の賞金を賜はりり之  
 該規則發行以來實施の賜ありと云ふ  
 ○東京府會 昨日の區部會ハ區部地方稅收入議案の  
 二次會を終りて區部外警察廳舎建築修繕費雜入議案  
 の三次會を開らる直ち原案お確定し次ハ區史員給  
 料減費及廳中諸費の二次會を開られし雜給の内一  
 昨夜二次會おて削除ありたる税金取扱目お至り  
 四十番(沼間君)ハ再び原案お復せんと例の通り永々  
 し演説を爲さる三十八番(木寺君)三十六番(渡部  
 君)五十九番(山中君)等就とも之を賛成し二十五番  
 (柴崎君)六十二番(波多野君)等ハ之を反對して餘程  
 の激論あり四十番の説ハ殆ど應を制せんざる有様  
 なりしが決を取るは當り僅か一名の違ひおて遂ニ二  
 次會通りお可決し次の廳費取項ハ議議おく原案お確  
 定したり右にて區史員給料及廳中諸費ハ三次會を終  
 り議長(芳野君)は本日議事を開くべきや否を衆議員  
 に問ひしに是迄大分議事の捗取れたれとて休會す  
 ること、あると將さお退散せんとする時四十番(沼間  
 君)ハ本日限りおて常置委員の職を辭する旨を告げ  
 られたる大方向の決議不平を懷ししものあらん  
 と思はる

○府會會議 堀江幸兵衛君ハ本縣區の補欠員として  
 一昨日選舉されたる由  
 ○郡部會 昨日午前十一時ハ府會  
 郡會と開き警察費衛生費郡會合修繕  
 郡會員給料并ふ減費諸費郡會費俵  
 入豫算等の第二次會を開き何れの件  
 入豫算の儘可決おありて午後二時  
 ○府縣議會會 各府縣通常會開期と  
 る分左の如し  
 青森縣 三月二十日 群馬縣 三  
 神奈川縣 三月廿八日  
 山口縣 三月廿三日(開會日數十八日)  
 廿八日(同二十八日)京都府 三月廿五日  
 同開會の分左の如し  
 ○愛知縣令ハ建議 煙草稅及府縣會  
 付き愛知縣令より耳筋ハ建議書を差  
 ○熊本縣令の訓示 宮縣令おは縣  
 近來寒侈の弊風ハ流ハ勤儉其長俗  
 を深く憂ひたれ去る廿日郡區役所並  
 外を以て左の如く訓示せられたり  
 一 現今開明ノ主旨一 徒ニ眼ヲ皮  
 次奢侈ノ弊風ヲ馴致シ一時米價騰  
 昂ナルヲ類ニ或ハ飮物財ヲ損ニ  
 不少之レ畢覽舊習來勤儉ノ長俗堅  
 一 モノヲ付今ニ於テ警戒セザルハ  
 ノ憂テ來スアラフ抑平時ニ在テ教  
 ルノ要務ナルハ論ヲ俟テタル儀ニ  
 相忘レサル機各町村ニ於テ紳士故  
 訓導ノ節儉ノ方法ヲ協議候機專ラ  
 訓示候事  
 ○規則改正 赤羽海軍兵務局おてハ  
 縮規則及各工場規則改正せらるる  
 長右草葉を海軍省へ上申せられた  
 ○給與共進會 來る明治十七年四月  
 日間上野公園地お於て第二回内閣繪  
 る、官昨日本政官より布達せらるた  
 ○塚原周造君 農商務省管船局長  
 二週間の購暇を得て來月二日比本地  
 へ歸省せらるるよし  
 ○一瞬方里 去る二十八日の紙上よ  
 て横濱の一人ハ倫敦へ電信ハ往復  
 辨せし由を記せしよるの後お主りて  
 倫敦までの往返ありし由おれを前  
 聞も今と月夜ハ星とありぬ今度の往  
 りの返信の僅か一時五十四分ありし  
 の事ともあり  
 ○最小の鐘 各國鐘價の大小ハ種々  
 驚異の旅人がマレー半島にて目撃し  
 凡そ世界おて最小ある者ならんれ